公共測量の実施 ( 二件 ) ( 監理課 ) ......

般競争入札の実施 (物品管理課).....

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 ( 二件 ) ( 商政課 ) .....

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 ( 商政課 ) .........

保安林予定森林 (森林整備課)....

目

次

毎週火・金曜日発行

7月19日 (火曜日)

Ξ

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、

主伐は、択伐による。

山口市徳地柚木字四ノ谷一一五四・一一五七の一 (以上二筆について次の図に

平成 28 年

3 主伐として伐採をすることができる立木は、

山口市森林整備計画で定める標準

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

示す部分に限る。)

伐期齢以上のものとする。

П

# 山口県告示第二百三十六号

Щ

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成二十八年七月十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

# 保安林予定森林の所在場所

七、字稗田七九五、七九六の一、七九七から七九九まで、字下蓋懸八二二、八二三の 五三第九まで、一一五四、一一五五、一一五七の 、八二三の二、徳地柚木字四ノ谷一一五〇から一一五三まで、一一五三第一から一 山口市徳地鯖河内字ひへ田六四八から六五一まで、字ふたかけ六五七の二、六六

二 指定の目的

保安林予定森林の所在場所

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする

次のとおりとする。

Ξ : : : : 四 四

一、一九九八、四四四九、字魚売ケ浴二〇〇六 山口市下小鯖字岡河内一九九三、一九九四、一九九五の一、一九九六、一九九七の

二四六三の二、二四六五 まで、三四五二、字道切二三九七の二、字口舟二四一八から二四二一まで、字上の空 〇の二、一六六一、一六六三の一、一六六三の二、一六六七、一六六九から一六七一 迫一六五二、一六五三の一、一六五四、一六五七、一六五八、一六六〇の一、一六六 〇、一六三一、一六三三、一六三四、一六四〇、一六四四、一六四六、三四五一、字 一、一四八四から一四八九まで、一四九九、一五〇四、一五〇七、字垰の尾一六三 二四五三の二、二四五四、二四五五、二四五八、字段原一四七三、一四八〇、一四八 三の一、一四五三の二、一四五四、一四五五、二四四七、二四四八、二四五三の一、 七、二四四二、字石橋一四四三、一四四四、一四四七、一四四九、一四五一、一四五 の一、二四三〇、二四三〇の一、二四三一、二四三五の一、二四三五の二、二四三 岩国市錦町府谷字朽舟一四三二の一、一四三二の二、一四三三、字中の迫一四三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ 立木の伐採の方法

報

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水 次のとおりとする。

(三〇四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十八年七月十九日から同年十一月二十一日までの間、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 山口県商工 次の

平成二十八年七月十九日

Щ

П

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

アルク三田尻店

防府市大字新田一一一の五

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名

三 変更に係る事項の概要 株式会社丸久

代表者の氏名

防府市大字江泊一九三六 所 田中 康男

を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業 変 更 に 係 る 事 項 有限会社済生堂薬局 変 更 前 変 更

届出年月日

兀

平成二十八年七月四日

五 変更年月日

平成二十八年六月三十日

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

防府市大字新田一一一の五

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久

三 変更に係る事項の概要

所

代表者の氏名

防府市大字江泊一九三六 田中 康男

を行う者の住所大規模小売店舗において小売業	を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売業	変更に係る事項
		变
		更
		前
防府市大字西浦	横川勝己	変
_		更
七二九の三		後

兀 届出年月日

平成二十八年七月四日

五 変更年月日

平成二十八年七月一日

(三O五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十八年七月十九日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、次の

後

平成二十八年七月十九日

畄 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 ヤマダ電機テックランド岩国店

所在地 岩国市麻里布町一丁目一の二

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

日本貨物鉄道株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号 所 田 村 代表者の氏名

修\_

住所大規模小売店舗を設置する者の 変 更 に 係 る 事 項 一三番一号東京都千代田区飯田橋三丁目 変 更 前 三三番八号 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 変 更

四 届出年月日

平成二十八年七月四日

変更年月日

五

平成二十三年二月十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド岩国店

所在地 岩国市麻里布町一丁目一の二

Щ

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社 名 称 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号

所

代表者の氏名

田村

修 二

変更に係る事項の概要

代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の 変 更 に 係 る 事 項 小 林 変 正明 更 前 田村 変 修二 更 後

兀 届出年月日

五 変更年月日 平成二十八年七月四日

> 山口県知事 村

平成二十四年六月二十二日

(三〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、次の

さと産業振興課において公衆の縦覧に供します から同年十一月二十一日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年七月十九日 山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふる

平成二十八年七月十九日

後

山口県知事 村

畄

嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

住

社 三菱UFJ**リース株式会** イオンタウン株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

白石 大門

正淳

隆行

代表者の氏名

会社 JA三井リース建物株式 東京都中央区銀座八丁目一三番一号

変更に係る事項の概要

まで 午前六時から翌日の午前三時 午前零時から午後一二 変 更 前 変 更
日の午前三時午前零時から午後一二前変更変更
二時 午前零時から午後一二 変 更
から 午 り 後 二
後 一 二
時。

兀 届出年月日

平成二十八年六月三十日

五 変更年月日

平成二十八年七月十日

Ξ

りました。

# 第一項の規定により、 (三〇七) 公共測量の実施 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十八年七月十九日

山口県知事

村

畄

嗣

政

作業の種類

公共測量 (基準点測量)

作業の地域

山陽小野田市大字埴牛

作業の期間

平成二十八年七月四日から平成二十九年一月三十一日まで

## (三〇八) 公共測量の実施

共測量を実施する旨の通知がありました。 第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十八年七月十九日

П

山口県知事 村 畄 嗣

政

### 作業の種類

Щ

公共測量 (基準点測量)

作業の地域 岩国市小瀬

### 作業の期間

平成二十八年七月十一日から平成二十九年一月三十一日まで

# (三〇九) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十八年七月十九日

山口県知事 村 畄 嗣 政

## 入札に付する事項

山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があ

次に掲げる物品等の購入

- 物品等の名称及び数量 ネットワー クパソコン 六百二十二台
- 物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

納入期限

(三)

平成二十八年十一月三十日

納入場所

(四)

入札参加資格

山口県総合企画部情報企画課ほか百四十七箇所

**入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。** 

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

いずれかに該当する者でないこと。

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項各号の

- び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及 る物品等の種類等に関する告示 (平成二十八年山口県告示第二十八号) に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十七年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
- 務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け ていないこと。 平成二十八年七月十九日から同年八月三十日までの間のいずれの日においても業
- Ξ 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

兀 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

Б 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す

提出場所

山口県会計管理局物品管理課

受領期限

(年八月三十日午前十時) 平成二十八年八月二十九日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十

六 入札を執行する場所及び日時

場所

日時

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

七 入札保証金

平成二十八年八月三十日午前十時

免除する。

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 村岡

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

要

 $(\equiv)$ 

契約書の作成の要否

(四) 免除する。 契約保証金

(五)

をする場合は、平成二十八年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課 (電話〇八三-九三三-三九六〇) に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

○) に問い合わせること。 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話○八三−九三三−三九六

Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers

622 sets

Delivery period: November 30, 2016

(4) Delivery place: Information Technology Planning Division and 147 other places (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Sup-

plies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083

933-3960)

A.M. August 30, 2016) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 29, 2016 (If brought in person: 10:00 平成二十八年七月十九日発行平成二十八年七月十九日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁